

白川町商工会だより

3月号（第336号）

令和7年3月3日発行

白川町商工会

TEL：0574-72-1205

FAX：0574-72-2405

決算・確定申告のご相談は予約制のためご協力ください。

予約をされず来会された場合、お待ちいただくことになります！！

所得税・贈与税の確定申告・納付期限は、3月17日(月)まで。

消費税の申告・納付期限は、3月31日(月)までです。お早めにご相談ください。

商工会での電子申告をご希望の方は、3月14日(金)まで受付とさせていただきます。

(事前予約:白川町商工会TEL72-1205)

【決算・確定申告相談時の持ち物】

- ☐ 令和6年分確定申告のお知らせのハガキ(税務署より)
- ☐ 昨年分の申告書等の控え
- ☐ マイナンバー(本人、控除対象配偶者・扶養者 ※16歳未満も含む)
- ☐ 源泉徴収票(給与・公的年金等)
- ☐ 売上や経費のわかる帳簿
- ☐ 生命保険・社会保険料等の控除証明書
- ☐ 医療費控除・寄附金の領収書
- (医療費は、医療を受けた人・病院毎に集計してご来会ください。)**
- ☐ 住宅ローンに関する書類(ローン残高証明書など)

※申告相談は随時行っております。混雑を避けるためお早めにご相談ください。

インボイス発行事業者は、消費税の確定申告が必要です！

免税事業者が、インボイス発行登録を受けた場合には、消費税の確定申告が必要です。申告にあたり、納税額を売上税額の2割に軽減できる、「2割特例」の適用が可能です。「2割特例」を適用できる期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間となります。**最大4回分の確定申告が可能です。**

基準期間(2年前)の課税売上高が1,000万円を超える場合や高額な資産を仕入れた場合、課税期間を短縮している場合など、「2割特例」の適用を受けることができない場合もあります。

消費税の申告・納付期限は、3月31日(月)までです。お早めにご相談ください。

移動商工会（3月）のお知らせ！

移動商工会では、決算・確定申告の相談を行います。黒川会場は大変混み合うため、事前に予約を頂いた方を優先に相談に応じます。

ご希望の方は、早めにご予約をお願いします。

（事前予約制：白川町商工会TEL72-1205） ご連絡よろしくお願いします。

相 談 実 施 日	時 間	開催場所
3 月 5 日（水）	午前 10時 ～ 午後 4 時	黒川 ふれあいセンター
3 月 10 日（月）	午後 1 時 ～ 午後 4 時	佐見 ふれあいセンター

税理士による決算・確定申告相談のお知らせ！

税理士による決算・確定申告相談を白川町商工会にて次の日程にて行います。

消費税の申告、土地・株などの売買・譲渡などのご相談にご利用下さい。

完全予約制のため、ご希望の方は、早めに事前予約のご連絡をお願いします。

（事前予約：白川町商工会TEL72-1205）

確 定 申 告 相 談 日	時 間	専 門 税 理 士
3 月 6 日（木）	午後 1 時 ～ 午後 5 時	田口康生 税理士
3 月 14 日（金）	午後 1 時 ～ 午後 5 時	田口康生 税理士

【この相談会は、岐阜県の補助金を受けて実施しています。】

※ 決算書・申告書相談内容に関する資料(前年の控えなど)を揃えてお越しください。

しっかり記帳を行い、経営内容を把握して、節税対策や経営改善を図りましょう！

令和7年3月分からの健康保険料率変更のお知らせ！

岐阜支部の

健康保険料率は変更となります

令和7年2月分(3月納付分)まで
給与・賞与の

9.91%

令和7年3月分(4月納付分)から
給与・賞与の

9.93%

介護保険料率も変更となります

令和7年2月分(3月納付分)まで給与・賞与の

1.60%

令和7年3月分(4月納付分)から給与・賞与の

1.59%

※健康保険料と介護保険料は労使折半となります。

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

※任意継続被保険者の方は、令和7年4月分の保険料率から変更となります。

保険料率についての
特設サイトはこちら

健康保険料率9.93%のうち、6.55%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.38%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

令和7年度の雇用保険料率変更のお知らせ！

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

＜令和7年度の雇用保険料率＞					
(赤字は変更部分)					
負担者 事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	①＋② 雇用保険料率
一般の事業	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
(令和6年度)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

(枠内の下段は令和5年4月～令和7年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

本レポートは経済産業大臣の認定を受けた経営発達支援計画に基づき作成・発刊致します。

白川町商工会では、事務受託をしている「美濃白川ポイントカード会」の加入事業者のポイント発行数を把握している為、そのデータを分析し、地域の商工業者様が経営に有効活用できる情報を提案していきます。

今回の調査対象期間は、令和6年10月から令和6年12月までの下半期のデータを提供いたします。12月末をもって従来のカード利用は終わり、令和7年3月よりしらかカードに変わるため、対象期間は3か月となります。

調査対象事業者は、38事業所（内訳 業種別：飲食業5者、小売業27者、サービス業6社：地域別 白川22者、黒川8者、坂ノ東5者、蘇原2者、佐見1者）です。

掲載内容についての詳細な内容、具体的な経営活用の手法についてのご相談等、お気軽にお問合せください。

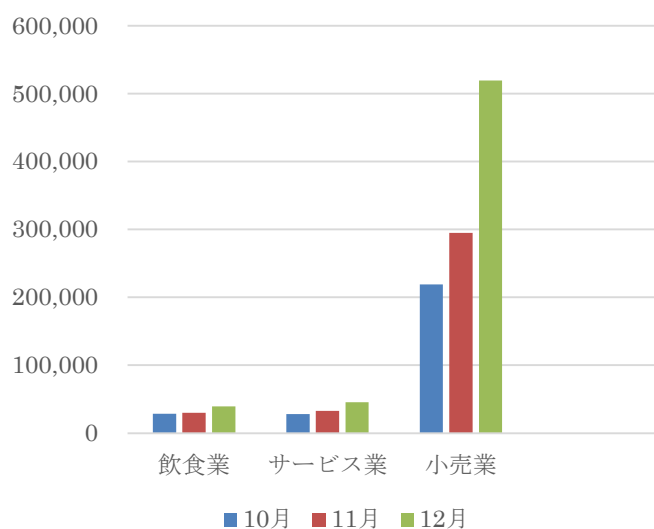
●業種別発行ポイント数

業種別の発行ポイント数は、小売業が最も多く、飲食業とサービス業では、サービス業の方が若干ポイント発行数は多くなりました。

業種ごとの合計を算出したところ、飲食業で97,000ポイント、サービス業で106,000ポイント、小売業は1,032,000ポイントで合計が1,235,000ポイントという結果になりました。

このため、100円（税抜き）に対して1ポイントを付与している為、令和6年の下期に飲食店においては9,700千円、サービス業は10,600千円、小売業は103,200千円で、合計123,500千円（税抜き）の町内での消費循環が図られました。

業種別ポイント発行数



●地区別発行ポイント数

地区別の発行ポイント数は、地区内（佐見6,000ポイント、坂ノ東250,000ポイント、白川517,000ポイント、蘇原115,000ポイント、黒川347,000ポイント）加入事業者の割合が大きく影響し、白川地区の発行数が多くなりました。

令和6年下期ではポイント2倍セール、ふるさと祭り抽選会（10月27日）、満点カード2.4倍返しセールを行いました。

12月末で旧カードでのお買い物が完全終了となり、満点カード1200円/枚セールを積極に行った結果12月のポイント発行数が増え、消費の増加につながりました

地域別ポイント発行数

